



学生用

危機管理マニュアル

(令和2年度版)

令和2年4月1日

学生の皆さんへ

危機管理マニュアルについて

はじめに

このマニュアルは、学生の皆さんが事故・事件等の被害を受けたり、その現場を目撃した場合や、災害が発生した場合等の対応方法について、注意事項や連絡体制図を中心にまとめたものです。

本マニュアルでは、地震や感染症等の個別の危機事象ごとに区分していますので、その内容を熟読の上、皆さんが日頃から自覚をもち、万一危機が発生した場合は、本マニュアルに基づき迅速に行動してください。

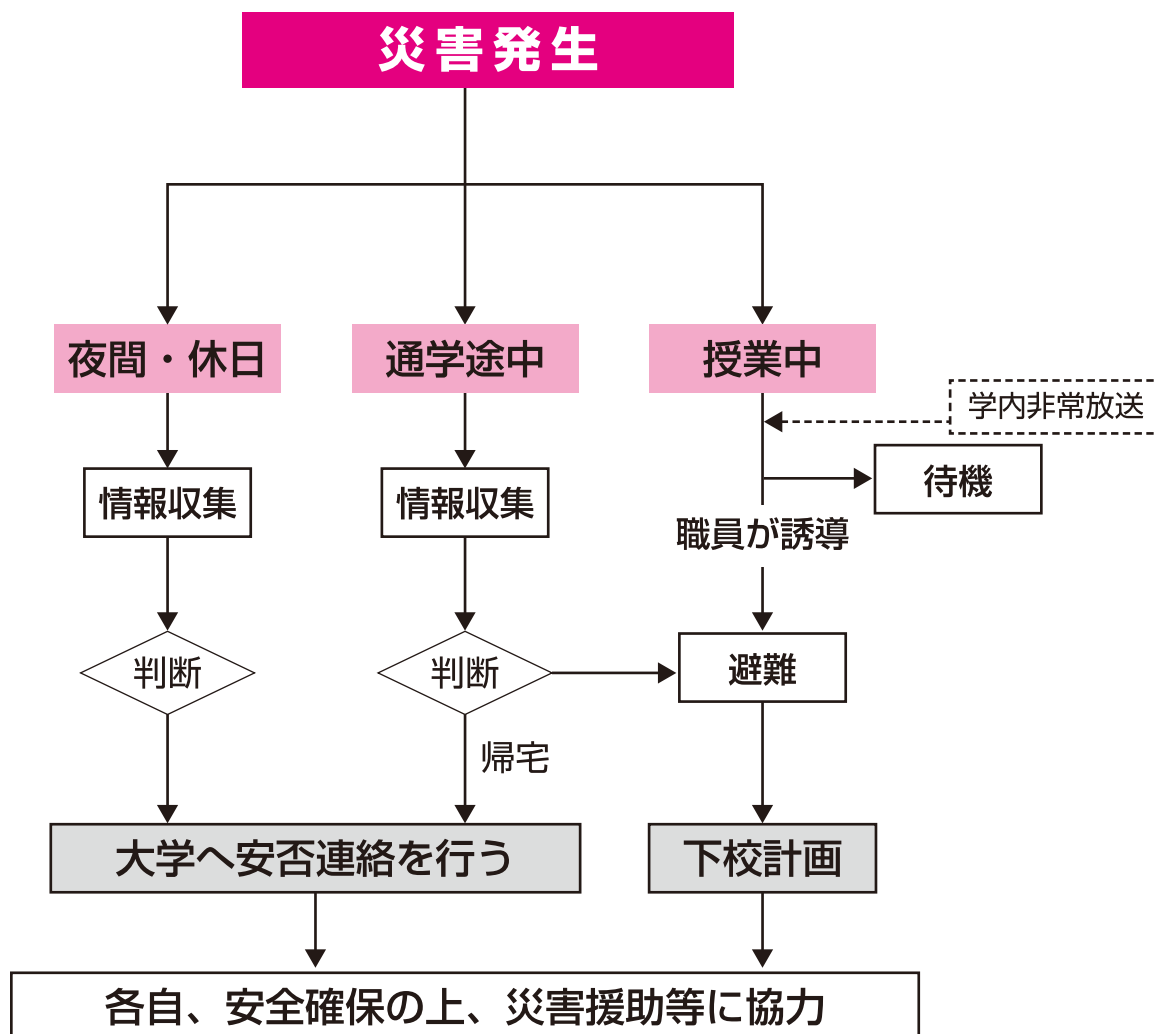
なお、本マニュアルについては本学ホームページにも掲載しています。

目 次

I. 地震・火災・風水害対応のフローチャートと注意事項	1
II. 地震対応マニュアル	4
III. 火災対応マニュアル	6
IV. 風水害対応マニュアル	8
V. 事故・事件・犯罪対応マニュアル	9
VI. 交通事故対応マニュアル	10
VII. 感染症対応マニュアル	11
〔以下、日常生活における留意事項等〕	
VIII. 喫煙・飲酒・違法薬物について	12
IX. 悪徳商法等について	13
X. カルト系宗教団体について	15

I. 地震・火災・風水害対応のフローチャートと注意事項

大規模災害時における一般的なフローチャート(東日本大震災規模の災害を想定)



※ 1

- ①まずは自己の安全を確保する。
- ②電車・バス乗車中は、乗務員の指示に従う。その後最寄駅付近で安全を確保しながら運転再開まで待機し、自宅や大学への連絡に努める。

※ 2 大規模災害が発生した場合及びそのおそれがある時は、大学の休講情報等について、緊急連絡システム等で確認する。

各自ができる範囲で情報を集め、デマ等に惑わされず正しい判断で行動する。

※ 3 大学へ向かうか自宅へ向かうかは、その場で収集した情報等(交通状況等)をもとに状況に応じて判断する。徒歩による通学の場合は、自己の安全確保のため、大学または自宅を目指した方がよい。

※ 4 下校については、大学の指示を待つ。

学内での避難場所

地震や火災などの災害は、いつ、どこで起こるかわからないため、冷静な行動で対処するために日頃から心の準備が必要である。

小松島キャンパスでの避難場所は、グラウンド、第1駐車場、教育研究棟前広場、講義棟前広場、中央棟東側広場及び小松島公園であり、福室キャンパスでの避難場所は第7駐車場（教育研究棟前）である。

災害の状況に応じて、安全な場所に避難する。（P16・キャンパスマップ参照）

災害時の避難対策

1. 授業中その校舎に火災が発生したときの避難について

- 1) まず「あわてないこと」が一番大事である。（あわてて判断を誤り死傷した例が多い）冷静に職員及び非常放送の指示により避難する。
- 2) 非常階段及び非常口を利用し避難する。
- 3) 避難器具による方法は、最悪の場合のみとする。
- 4) 実習中の場合は、各自使用中のガスの元栓と電源を切ってから避難する。

2. 災害が発生した場合の避難方法の各自検討について

- 1) 平常より災害時を予想し、授業を受けている教室から避難する場合の出入口、非常口、廊下、階段を覚えておく。
- 2) 非常階段及び避難器具の備え付け場所について確認しておく。

〈小松島キャンパス〉

- ① 非常階段のある校舎 全館
- ② 避難器具の備え付け場所
緩降機（オリロー）教育研究棟南 2F～10F 9組
講義棟 6F～7F 2組

〈福室キャンパス〉

- ① 非常階段の場所 教育研究棟西側
- ② 避難器具の備え付け場所
緩降機（オリロー）教育研究棟 2F～7F 西 6組

- 3) エレベーター乗車中の災害時対応を知っておく。
- 4) 災害時はエレベーターによる避難は避ける。

災害時のための予備知識

1. 授業中、大きな地震が起きた場合は

パニックにならず、頭上からの落下物に注意する。また、あわてて外に飛び出さない。揺れがおさまったら職員や学内非常放送の指示に従い、注意しながら校舎外にすばやく避難する。

2. 図書館で地震が起きた場合は

時間によって多数の学生が集まるので、本や本棚などの下敷きにならないよう、細心の注意を払う。まず、机の下に避難し、揺れがおさまったら外にすばやく避難する。

3. 学生食堂で災害に遭った場合は

みんなが一斉に出口に殺到するため、出口が少ない場所では、大パニックになる可能性がある。そんな時にこそ気持ちを冷静にお互いが声を掛け合ってスムーズに避難する。

4. 校舎上層階で災害に遭った場合は

階段で避難する（エレベーターは絶対に使用しない）。途中、落下物とともに窓ガラス等が割れている場合もあるので、足下にも十分注意して避難する。

5. エレベーターの中で地震が発生した場合は

エレベーター乗車中に起こった場合は、すべての階のボタンを押し、止まった階で速やかに降りて階段で避難する。閉じこめられた時には、非常ボタンやインターホンで外部にすばやく連絡する。

6. 火災を見つけた場合は

学内で火災が起きた場合、速やかに職員または中央棟警備員室（小松島キャンパス）、教育研究棟中央監視室（福室キャンパス）に連絡する。なお、火災が小規模の場合は、各階に消火器を設置しているので、可能な限り初期消火活動に協力し、炎が天井に届くようになった時はただちに避難する。

7. 避難した後、最初にとる行動は

けが人がいる場合は可能な限り応急処置を行い、近くに職員がいた時には状況を知らせる。逃げ遅れた人や行方不明者がいる場合も同様に知らせる。

学内のAED設置場所

緊急の場合のAEDを下記の場所に設置している。

(P16・キャンパスマップ参照)

〈小松島キャンパス〉

1. 講義棟3階エレベーター付近
2. 教育研究棟1階東側エレベーター付近
3. 図書館・情報センター／学生ホール2階入口付近
4. 中央棟1階事務室前廊下
5. 体育館ホール

〈福室キャンパス〉

1. 教育研究棟1階メインエントランス付近
2. 教育研究棟2階エレベーターホール付近
(順次、増設予定)

※AED(自動体外式除細動器)とは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった時に、電気ショックを与えて正常なリズムに戻すための医療機器である。

「災害用伝言ダイヤル」

「災害用伝言ダイヤル」は、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板である。提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等を通じて知らされる。

※ 災害用伝言ダイヤル利用方法

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

(1) メッセージの録音方法

- ① 「171」へダイヤルする
(音声ガイダンスにそって操作)
- ② 「1」をダイヤルする
- ③ 「伝言したい被災地域内の方の電話番号(市外局番から)」をダイヤルする
- ④ 「メッセージ」を録音する
(録音時間:30秒以内・伝言保存期間:48時間)

(2) メッセージの再生方法

- ① 「171」へダイヤルする
(音声ガイダンスにそって操作)
- ② 「2」をダイヤルする
- ③ 「確認したい被災地域の方の電話番号(市外局番から)」をダイヤルする
- ④ 「メッセージ」を確認する

※不測の事態に備え、家族や友人間での体験利用を推奨

緊急連絡システムについて

学生の皆さんが安心して安全な学生生活を送れるよう、平成23年度より緊急連絡システムを導入している。

このシステムは、大規模災害時における安否確認や授業実施の可否などの緊急連絡を、普段使用している携帯端末などの通信機器に対して直接メールで送信するものである。

メールアドレス等の個人情報が、緊急連絡の目的以外に使用されることはないため、特に問題がない場合は登録を行うこと。

詳しくは、[大学ホームページ\(学内限定→《学生向け》緊急連絡システムへの登録について\)](#)に掲載している。

携帯電話「災害用伝言板」

災害時の伝言サービスは、災害用ダイヤル『171』の他に、携帯電話サービス会社各社からもサービス提供が行われているため、日頃から家族間でどのサービスを利用して安否確認を行うか、話し合っておく。

(1) NTT docomo

災害用伝言板

<https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

(2) SoftBank

災害用伝言板

<https://www.softbank.jp/mb/service/dengon/>

(3) au

災害用伝言板

<https://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

※ 上記 URL は全て PC サイトのもの

II. 地震対応マニュアル

地震発生時の注意事項

1. 地震の発生に備えて

- ・ 通学途中や大学内及び自宅から最寄の避難所を確認しておく。(仙台市 HP など)
- ・ 家具・什器等を固定するなど、転倒等しないように措置を施す。
- ・ 消火器、消火栓、火災報知器、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認しておく。
- ・ 2 つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。
- ・ 廊下や出入口、階段などには避難の妨げになるようなものを置かない。
- ・ 非常持出物品の内容物及び保管場所について確認しておく。
- ・ 日ごろから、使用しないときはガスの元栓を閉めておく。

2. 地震が発生したら

(1) 地震発生から約 1～2 分（まずは自分の身を守る）

- ① 机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。
- ② 戸棚、ロッカー、窓、ガラス、天井から吊り下がっているものの近くから離れ、落下物・転倒物から特に頭部を守る。
- ③ ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ④ あわてて外に飛び出さない。
- ⑤ エレベーターの中にいる場合、すべての階のボタンを押して停止した階で降りる（階の状況を見ること）。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ。
- ⑥ 自動車を運転中は、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。
- ⑦ 外出中は、ビルの窓ガラス、看板等落下物・転倒物から身を守る。

(2) 地震発生から約 2～10 分まで（揺れがおさまったら…）

- ① 使用中の火を消し、ガスの元栓を閉める。
- ② 電気器具のプラグをコンセントから抜き、ブレーカーを切る。
- ③ 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ④ 自動車を運転中は、ラジオで状況を把握する。避難する際は、連絡先メモを残し、キーは付けたまま、車検証等貴重品を持って徒歩で避難する。
- ⑤ 負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。

3. 火が出たら初期消火

- ・ 出火の際は、とにかく大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
- ・ 消火器、消火栓等により初期消火を行う。
- ・ 炎が天井に届くようになった時は避難する。

4. 避難

- ・ できる範囲で情報を集め、安全を確保し避難する。
- ・ 電話の輻輳状態の早期沈静化に協力するため、緊急通話以外の電話はしばらく控える。
- ・ 大学内の避難場所
〈小松島キャンパス〉グラウンド・第 1 駐車場・教育研究棟前広場・講義棟前広場・中央棟東側広場・小松島公園
〈福室キャンパス〉第 7 駐車場（教育研究棟前）

5. 建物の崩落等の危険を発見したら

- ・ とにかく大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
- ・ 大学内では職員・警備員へ連絡する。
- ・ 危険地域には絶対に近づかない。
- ・ 学外で重傷者がいて一刻を争う場合は、自らの判断で 119 番通報する。

6. 119 番通報

- ・ 落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正しくはっきりと知らせる（分かる範囲でよい）。
（例）「先ほどの地震による負傷者が 1 名おります。頭部を強打し、意識不明です。」
「場所は、仙台市青葉区小松島〇丁目〇番地〇号〇〇アパート〇階〇〇号室です。」
「私は東北医科薬科大学〇学部〇年次生〇〇です。電話番号は〇〇〇〇〇〇です。」
- ・ 道路に出て救急車等の誘導を行う。また、周囲の人に協力を求め救急車等の進入路を確保する。（障害物の撤去等）

7. 避難するときの注意

- ・非常持出物品を持って避難する。
- ・出口や階段に殺到しない。
- ・エレベーターは使用しない。
- ・身の安全を確保しながら、施設に不慣れな来客者や障がい者の方などの避難を積極的に支援する。

8. 情報収集

- ・情報は職員、テレビ、ラジオ、消防署、行政等信頼できる筋から収集する。
- ・デマやうわさなど不確実な情報に惑わされないように注意する。

9. その他

- ・ドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。
- ・ガラスや看板などの落下物に注意し、頭部を守る。
- ・傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊のおそれのあるものには近寄らない。
- ・出火時は、姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ・いったん避難したら再び中には戻らない。
- ・山やがけの近くでは、落石やがけ崩れに注意する。

平成 21 年度から小松島キャンパスでは地震計内蔵型緊急地震速報受信端末を導入している。このシステムは地震が発生した時、はじめに伝わる微かな振動をすばやく検知し、大きな揺れが来る前にいち早く警報を鳴らすものである。気象庁から緊急地震速報が発表された場合、もしくは受信端末の内蔵地震計が P 波（初期微動）を検知した場合のどちらか早いタイミングで、自動的に学内スピーカーから緊急放送が流れる。

（発報基準：震度 5 弱に設定）

※学内放送例<アラーム音>

3 回（本震到達までの猶予時間 10 秒以上の場合）

1 回（本震到達までの猶予時間 10 秒以内の場合）

<アナウンス> 「地震が来ます」（震度 5 弱未満の場合） 「強い地震が来ます」（震度 5 弱以上の場合）

「身の安全を確保してください。」 「落下物に注意してください。」

「揺れが収まるまで身を守ってください。」 「落ち着いて行動してください。」



Ⅲ. 火災対応マニュアル

火災発生時の注意事項

1. 火災の発生に備えて

- ・火気近くに燃えやすいものを置かない。
- ・消火器、消火栓、火災報知器等の設置場所や使用方法を確認しておく。
- ・2つ以上の別な方向へ避難経路を決めておく。
- ・廊下や階段、出入口には物を置かない。
- ・喫煙は、所定の場所で行う。(本学は敷地内禁煙)

2. 火災を発見したとき

- ・身の安全を確保しながら、とにかく大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
ただちに近くの職員や中央棟警備員室(小松島キャンパス)、教育研究棟中央監視室(福室キャンパス)へ連絡する。
(学外の場合は119番通報する。)
- ・重傷者がいる場合は、保健管理センター(小松島キャンパス)、医学部事務部教務課(福室キャンパス)に連絡する。
(学外の場合は119番通報する。)

3. 初期消火

- ・小さな火のうちに消火する。
- ・小さな火とは、壁やふすまなどの立ち上がり面から上方へ燃え広がって天井まで移っていない火事のことであり、出火して間もない火事は、まだ手に負える、勝負のできる火事である。(天井に火が届くようになったときに避難の目安)
- ・手分けして、機敏に消火器を使用したり、水をかけて消火する。
- ・火元周辺の可燃物は取り除く。
- ・類焼や延焼を防ぐため、中に人がいないことを確認し、扉や窓を閉める。
- ・実験室など化学薬品がある場所では、爆発などの恐れがあるので十分注意し、現場に詳しい人が消火にあたる。

<消火器の使用法>

- ① 消火器を火元近くの安全な場所に持っていく。
- ② 消火器上部についている黄色の安全栓を外す。
- ③ ホースのノズルを握り、火元に向ける。
- ④ レバーを強く握り、消火薬剤を放射する。

<消火栓の使用法(詳細な使用法は消火栓の案内を確認のこと)>

- ① 火元に近くて延焼危険がないと思われる消火栓を選定する。
- ② 起動ボタンを押す。(起動ボタンが扉内にあるものは、扉を開けて押す。)
- ③ 消火栓の扉を開ける。(赤色表示灯の点滅か、始動表示灯の点灯を確認する。)
- ④ 筒先の人は、ホースとノズルを取り出し、脇に抱える。ノズルを下にホースを上にしてしっかりと抱え、ホースが上から順次落下するように延長する。
- ⑤ バルブ操作をする人は、ホースを腰部で確保して『よし』と合図する。
- ⑥ 筒先の人はホースを延長し、バルブを操作する人に『放水始め』と合図する。
- ⑦ バルブ操作をする人はバルブを開く。(送水を確認した後、ホースの折れ等を直しながら筒先の人の所へ行き、放水の補助をする。)

4. 119番通報

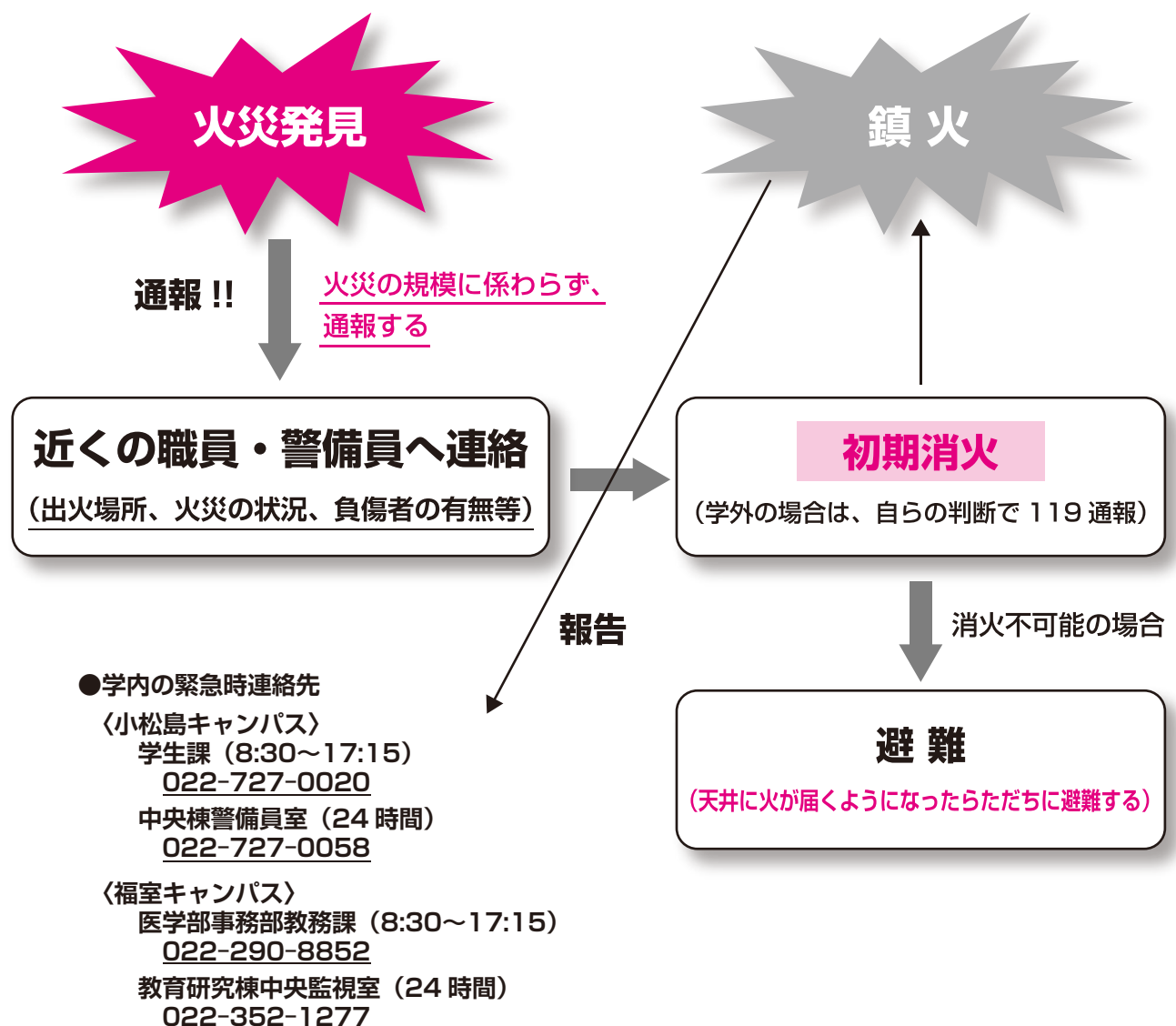
- ・落ち着いて火災発生現場の位置と火災状況及び避難状況を正確にはっきりと知らせる(分かる範囲でよい)。
(例)「火事です。」
「住所は、仙台市青葉区小松島〇丁目〇番地〇号〇〇アパート〇階〇〇号室より出火です。」
「出火原因はガスコンロの異常によるものと思われます。」
「消火器による初期消火を行いました、消火不可能な状態です。」
「建物の中にいる人は、初期消火をやめ、避難を行っております。」
「逃げ遅れた者がおり、〇階建ての屋上で救助を待っています。」
「火傷による負傷者が〇〇名おります。」
「私は東北医科薬科大学〇学部〇年次生〇〇です。電話番号は〇〇〇〇です。」
- ・道路に出て消防車等の誘導を行う。また、周囲の人に協力を求め消防車等の進入路を確保する。(障害物の撤去等)

5. 避難

- ・初期消火にあたっている場合、炎が天井に燃え移ったら消火を諦めて避難する。
- ・職員及び非常放送の指示がある場合は指示に従って避難する。

6. 避難するときの注意

- ・非常持出物品を持って避難する。
- ・エレベーターは使用しない。
- ・姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ・炎の中は躊躇せず、一気に走りぬける。
- ・いったん避難したら再び中には戻らない。
- ・身の安全を確保しながら、施設に不慣れな来学者や障がい者の方などの避難を積極的に支援する。
- ・できるだけ火元から横に逃げ、そこから階段で避難する。
- ・人体に火が付いた場合は、大声で人を呼び大量の水をかけてもらう。周囲に人がいない場合は、床を転がる等して擦り消す。



IV. 風水害対応マニュアル

風水害（台風）発生時の注意事項

1. 風水害（台風）発生に備えて

周辺地域の過去の災害や、被災の危険度について確認しておく。

- ① 排水溝（下水溝）のゴミや泥を取り除き、水はけを良くする。
- ② 屋根、外壁、窓ガラス、ブロック塀などは普段から点検しておき、不備な箇所は補修する。
- ③ 避難経路、避難場所を確認しておく。
- ④ 非常持出物品の確認と準備をしておく。

2. 風水害（台風）の危険が迫ったら

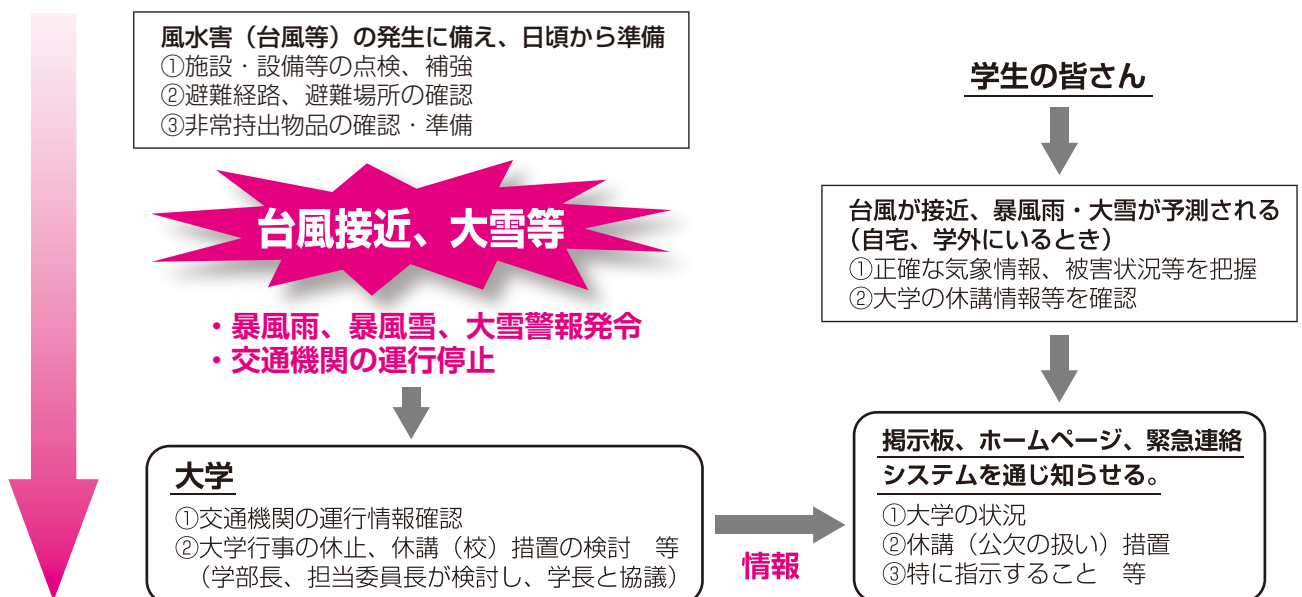
- ・ テレビやラジオで最新の正確な気象情報、洪水情報等の災害情報を把握する。
- ・ 学内情報サービス等で休講情報等を確認する。
- ・ 大学構内、自宅周辺、屋上等の飛散の危険が高いものは、室内に取り込む。
看板やサッカーゴール等倒れやすい危険な物はあらかじめ倒しておく。または屋内に取り込む。
- ・ 浸水の危険性がある地区では、特に地下室等は危険であり、水圧でドアが開かなくなり閉じこめられることもあるので注意する。
- ・ 重要な物や、危険物はできるだけ安全な場所に移動する。
- ・ ドアや窓は厳重に閉め、風雨の弱い方向に避難口を確保する。
- ・ 避難は早めに行い、特別な指示がない限り自動車は使用しない。特に指示があった場合は、その指示に従う。
- ・ 避難の際は、倒木、看板の落下、水没した道路等でのマンホールの蓋の外れ等に注意する。

3. 被災後の安全確認

- ・ 速やかに障害物の除去など被災後の片づけを行い、必要に応じ応急処理を講じる。
- ・ 施設に異常が認められる場合には、専門家による応急危険度調査などを実施し、安全性の確認を行うため、大学内の場合は、職員・警備員に伝える。
- ・ 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え、防疫薬剤の散布など衛生管理が必要なため、大学内の場合は、職員・警備員に伝える。
- ・ 電気、ガス、水道などのインフラ設備の機能・安全性を確認する。特に、電気系統に浸水被害がある場合には、専門業者による点検で安全を確認するまでは、通電、作動を行わないように注意する。ガス、水道も同様に配管の漏れ点検調査後に使用する。
- ・ 灯油や薬品など危険物の漏れ出しがないか確認する。

4. 被災した施設の早期復旧に向けて

- ・ 被害状況を調査・確認し、確認後、写真等の資料とともに現状を記録しておく。
- ・ 被害の拡大や二次災害の危険がないよう、危険箇所の発見に努めるとともに、状況に応じて安全措置を講じる。



V. 事故・事件・犯罪対応マニュアル

学生に係わる事故・事件等対応の注意事項

1. 大学構内における事故・事件・犯罪発生時

- ・発見者は安全を確保し、被害状況等現状を把握する。
- ・ただちに学生課または中央棟警備員室（小松島キャンパス）、医学部事務部教務課または教育研究棟中央監視室（福室キャンパス）に連絡する。

2. 110番通報

- ・落ち着いて現場の位置、様子、被害の有無等について正しくはっきりと知らせる（分かる範囲でよい）。
「東北医科薬科大学構内で〇〇事件（事故）が発生しております。」
「場所は、仙台市青葉区小松島4丁目4番1号の、東北医科薬科大学 小松島キャンパス〇〇棟の〇〇階（仙台市宮城野区福室1丁目15番1号の、東北医科薬科大学 福室キャンパス教育研究棟の〇〇階）です。」
「男3名が暴れており、1人はガラスの破片を所持しています。」
「私は、東北医科薬科大学〇学部〇年生の〇〇です。電話番号は〇〇です。」
- ・学生（職員）は道路に出て、パトカー等の誘導を行う。
- ・学生（職員）は、パトカー等の進入路を確保する。（障害物の撤去等）

3. 119番通報

- ・落ち着いて現場の位置、負傷者等の状況、負傷理由等を正しくはっきりと知らせる（分かる範囲でよい）。
「救急です。」
「場所は、仙台市青葉区小松島4丁目4番1号の、東北医科薬科大学 小松島キャンパス〇〇棟の〇〇階（仙台市宮城野区福室1丁目15番1号の、東北医科薬科大学 福室キャンパス教育研究棟の〇〇階）です。」
「〇〇による負傷者が〇名おります。頭部を強打し、意識不明です。」
「私は、東北医科薬科大学〇学部〇年生の〇〇です。電話番号は〇〇です。」
- ・学生（職員）は道路に出て、救急車等の誘導を行う。
- ・学生（職員）は、救急車等の進入路を確保する。（障害物の撤去等）

4. 応急措置

- ・自身に危害がない範囲で応急措置を行う。

5. 応急救護

- ・止血、人工呼吸、心肺蘇生等
- ・保健管理センター（小松島キャンパス）へ連絡 022-727-0054
- ・医学部事務部教務課（福室キャンパス）へ連絡 022-290-8852

6. 情報収集

- ・事実関係（何が、いつ、どこで起こったか）、被害状況、被害拡大状況、緊急性、重大性の程度、発生原因等の情報を収集する。

●学内の緊急時連絡先

〈小松島キャンパス〉

学生課（8:30～17:15）

022-727-0020

中央棟警備員室（24時間）

022-727-0058

〈福室キャンパス〉

医学部事務部教務課（8:30～17:15）

022-290-8852

教育研究棟中央監視室（24時間）

022-352-1277

VI. 交通事故対応マニュアル

1. 事故の当事者になったら

- ① けが人を救助して救急車を呼ぶ。(119番)
- ② 車、バイクを安全な場所に移動するなど、危険防止の措置をとる。
- ③ 警察へ通報する。(110番)
- ④ 事故状況の記録と相手の確認をする。
- ⑤ 学生課（小松島キャンパス）または医学部事務部教務課（福室キャンパス）へ報告する。
- ⑥ 保険会社（自動車保険・自転車保険）に連絡する。

2. 対処に困った場合

被害者になった場合、加害者になった場合においても事故後にトラブルが生じて困った場合は、学生課（小松島キャンパス）または医学部事務部教務課（福室キャンパス）に相談する。

3. 交通事故防止と対策のために

- ① 交通法規・マナーを遵守する。(飲酒運転、携帯電話の使用、よそ見・わき見、スピードの出し過ぎ、シートベルトの非着用などは絶対に禁止。) 疲労時や風邪薬の服用時などはなるべく運転はしないようにする。
- ② スピード違反や飲酒運転は、人命を奪う大きな事故に繋がる可能性が大きくとても危険な行為である。これら違反や、事故に対しては多額の罰金、反則金を支払うこととなるとともに、医師法及び薬剤師法における相対的欠格事由に該当する場合があるため、日ごろから十分な注意を払って安全運転を心がける。
- ③ 加害者になったとき、対人賠償金の金額は増加傾向にあり、万が一のときは家族や親族にも影響を与えることとなるため、対人賠償無制限の任意保険に必ず加入する。
- ④ 自転車も道路交通法では車両として扱われるため、極端なスピードでの走行、無灯火などのほか、一時停止・信号無視、飲酒運転なども絶対にしない。
- ⑤ 平成31年4月1日より、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」に基づき自転車損害賠償保険等への加入が義務化された。自転車事故で加害者となった場合、被害者に対する損害賠償の責任を負うこととなり、高額な損害賠償を請求される事例も発生しているため、自転車を使用する学生は、万が一に備えて自転車損害賠償保険等に必ず加入する。

Ⅶ. 感染症対応マニュアル

感染症発生時の注意事項

1. 感染症の種類

学校保健安全法施行規則（抄） 第十八条のとおり。

第十八条（感染症の種類）

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
 - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

2. 感染の防止

大学において発生の可能性が高いものについて感染の防止に努める。

(1) インフルエンザ等飛沫感染・接触感染する可能性がある感染症

- ① 常に「手洗い」と「うがい」を習慣づける。
- ② 咳やくしゃみがよく出る時は、マスクを着用する。マスクがない場合はティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆って、他人から顔をそらし1メートル程度離れるようにする。
- ③ 鼻をかんだティッシュなどはすぐにゴミ箱に捨てる。
- ④ 咳やくしゃみの際、手で口を覆った場合は、すぐに手を洗う。

(2) はしか・風疹・流行性耳下腺炎・水痘等の感染症

- ① 母子手帳等により、罹患歴およびワクチン接種歴を確認する。
- ② 発症を防ぐのに十分な抗体価を持っていないと判断されたときは、ワクチン接種を受ける。

(3) 海外渡航時の注意

海外に出かける際には、その国や地域の感染症に関する情報はじめ、安全や治安に関する情報を可能な限り収集する。また、授業や学会等の場合には、事務局に海外渡航届を提出するとともに、外務省海外旅行登録（たびレジ）への登録および十分な補償内容の海外旅行傷害保険に加入するようにすること。

※海外に出かける際には必ず確認する。

外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

3. 感染症発生後の対応

(1) 罹患者（学生）

- ① 組担任（もしくは学年主任）または保健管理センターへ罹患状況を電話で連絡する。
- ② 医師の指示に従い、自宅待機または入院療養する。

(2) 濃厚接触者（学生）

- ① 大学からの問い合わせに協力する。
- ② 必要に応じて、医療機関を受診する。

[以下、日常生活における留意事項等]

Ⅳ. 喫煙・飲酒・違法薬物について

○喫煙について

本学では平成 19 年 4 月 1 日から敷地内全面禁煙となりました。

平成 15 年 5 月 1 日に「健康増進法」が施行され、受動喫煙（他人のタバコの煙を吸わされること）などの防止に努めることが、学校などに求められることになりました。また、本学は医療人を育成する場であり、健康管理に関して、率先して指導する立場に立つ社会人を育てる環境を整備する必要があり、本学敷地内を全面禁煙とすることになりました。なお、敷地外で喫煙するときは、受動喫煙防止に努めるとともに、灰皿を携帯するなどマナーをよく守るようにしてください。

※禁煙相談窓口

禁煙したいが、なかなかできない学生の禁煙の方法についてサポートします。

場所……保健管理センター（小松島キャンパス）

○飲酒について

未成年の飲酒は、法律で禁止されています。特に未成年が多い新入生の皆さんは、このことを十分に理解しておいてください。従って、懇談会等でも未成年者は絶対に飲酒しないように注意してください。

また、成人となっても懇談会等で行うイッキ飲みは大変危険です。イッキ飲みは急性アルコール中毒になって命を失う場合もあり、犯罪に発展する可能性のある危険な行為です。飲ませた側に対する刑事告訴や民事訴訟が起きています。

☆ 死の危険のあるイッキ飲みは絶対にやめましょう。

☆ お酒の強要はやめましょう。

☆ お酒が飲めない者は、はっきりと断りましょう。

○違法薬物（大麻も含む）について

近年、学生の大麻乱用、売買事件が相次いで報道されていますが、大麻を含む違法薬物の乱用は深刻な社会問題となっています。依存症のある薬物の乱用は個人の健康を著しく傷つけるばかりでなく、社会全体にも深刻な影響を与えます。大麻は、大麻取締法で乱用が規制されており、栽培、輸入、輸出した者は、7 年以下の懲役、営利目的は 10 年以下の懲役、所持、譲受、譲渡は、5 年以下の懲役、営利目的は 7 年以下の懲役とされています。

また、医師法及び薬剤師法において、麻薬、大麻又はあへんの中毒者には免許を与えないと定められています。このように、大きな危険性を含んだ違法薬物には絶対に関わらないようにしましょう。

Ⅸ. 悪徳商法等について

1. 悪徳商法等の種類

【マルチ商法】

会員が新規会員を誘い、その新規会員が更に別の会員を勧誘する連鎖により、階層組織を形成・拡大する販売形態です。商品を買った人に対し、「組織の会員になり、友人、知人に商品を販売したり組織へ加入させると高いリベートを得られる」などと称して会員を増殖していますが、ほとんどの人が破たんしているのが現状です。周囲の人を巻き込むことになり、大切な友人を失う事例も多いです。マルチ商法のクーリングオフ期間は、20日です。

【キャッチセールス】

キャッチセールスは、駅前や繁華街などの路上で、「アンケートに答えてほしい」、「近くで絵画の展示会をしているから見ていかないか」などと声を掛け、販売目的を隠して近づき、喫茶店や営業所などに連れて行き、高額な商品や役務（サービス）を契約させる販売方法です。被害の多い商品は、化粧品、エステティックサービス、美顔器、絵画、アクセサリー、会員権などです。

契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフにより無条件で解約できます。

勧誘に際して、業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った意思表示は取り消すことができます。

【アポイントメントセールス】

突然、電話やハガキで「あなたが当選しました。賞品を受け取りに来て下さい。」などと言って営業所や喫茶店などに呼び出し、断れない状況を作り出して商品の購入契約をせまる商法です。

クーリング・オフ期間は8日です。

【送り付け商法】（ネガティブ・オプション）

ネガティブ・オプションとは、注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。

一方的に送りつけられた場合は、代金の支払いも返送の必要もありません。商品を受け取った日から14日間経過したとき、または相手に引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分しても大丈夫です。ただし、期間経過前に商品を使用したり、消費した場合は、購入を承諾したものとみなされますので注意してください。

身に覚えがない商品は、受け取りを拒否しましょう。

【かたり商法】

まるで役所から来たような、まぎらわしい言い方と服装で、消火器、ガス警報器、表札などを売りつけるものです。それぞれの家庭へ置くことや、つけることが規則で義務づけられていると偽って売るケースが多いようです。

消防署の方からなどと、役所を思わせる口ぶりを聞いた時は、どこに所属する人なのか、きちんと確認するようにしましょう。

【無料体験商法】

「無料体験」をうたったチラシ等で客を集め、後からしつこく高額な商品やサービスの契約を迫る商法です。そのような勧誘をきっぱり断る自信のない方は、無料体験などには行かないほうが無難です。

【架空請求詐欺】

なんらかのサービスの利用料金が未払いであると通告し、お金を振り込ませる詐欺です。

心当たりのない請求には応じないことが大切ですが、不安に思った時（心当たりがあるかどうか分からない場合）は、周囲や消費者センターなどに相談してください。

※支払い請求のあったメールに記載の連絡先には、問い合わせをしてはいけません。

以上のほか、悪徳商法あるいは悪徳商法まがいのものがさまざまあり、特に若者を対象にした勧誘等には気をつけましょう。

2. 被害にあったら

〔クーリング・オフ制度について〕

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）：8日間
- ・電話勧誘販売：8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）：20日間
- ・特定継続的役務提供（エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）：8日間
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）：20日間
- ・訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）：8日間

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

※クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。

※書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

※通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

クーリング・オフの方法は、国民生活センターのホームページで確認してください。

3. 相談機関

困ったときは、近くの消費者センターへ相談してください。

宮城県消費生活センター 相談専用電話：022-261-5161

受付時間： 平 日 午前9時から午後5時まで

土・日 午前9時から午後4時まで（祝日・年末年始は休み）

4. 被害にあわないために

- ・路上などで声を掛けられても、知らない人に軽々しくついて行かないようにしましょう。また、知らない人から呼び出されても絶対に行かないようにしましょう。
- ・ついて行ってしまっても、いらぬ物はいらぬとはっきり断りましょう。
- ・勧誘員の言うことを鵜呑みにせず、断りにくい雰囲気になれないようにしましょう。
- ・何の契約なのか契約書をよく読んで確認し、簡単にサインしないようにしましょう。
- ・業者を家の中に絶対入れないでください。
- ・しつこいときは、110番してください。
- ・迷ったら、一人で悩まず、周囲や消費者センターに相談してください。

X. カルト系宗教団体について

学内外で、サークル活動やボランティア活動を装ったり、あるいは〇〇研究会と称して勧誘する危険なカルト系宗教団体に注意しましょう。

カルト系団体のほとんどは、自分たちの宗教団体名を名乗った勧誘はしません。このような団体に取り込まれると、平常な学生生活が送れなくなるばかりでなく、将来にわたって家族や友人との関係を壊されたり、自分の人格をも破壊されてしまいます。

次のようなことに注意しましょう。

- ・主催者や講演者のはっきりしない勉強会や講演会には参加しない。
- ・名前や電話番号、住所等をむやみに教えない。
- ・おかしい団体であると感じたときは、直ちに勧誘を断る強い意志を持つ。あいまいな態度が一番事態を複雑にするので注意する。
- ・友人や家族などの誰かに相談し、「自分は勧誘されても引っこからない」と過信しない。
- ・団体の言うことだけが正しいなどと、情報操作・情報規制を感じたらすぐ逃げる。
- ・執拗な勧誘を受けたり、「おかしい」と疑問を感じたとき、あるいは不審な団体と感じたら、すぐに学生課や医学部事務部教務課に相談してください。

〈小松島キャンパス〉

○連絡先

学生課：022-727-0020
中央棟警備員室：022-727-0058
仙台北警察署：022-233-7171

〈福室キャンパス〉

○連絡先

医学部事務部教務課：022-290-8852
教育研究棟中央監視室：022-352-1277
仙台東警察署：022-231-7171

キャンパスマップ

♥ : AED 設置場所

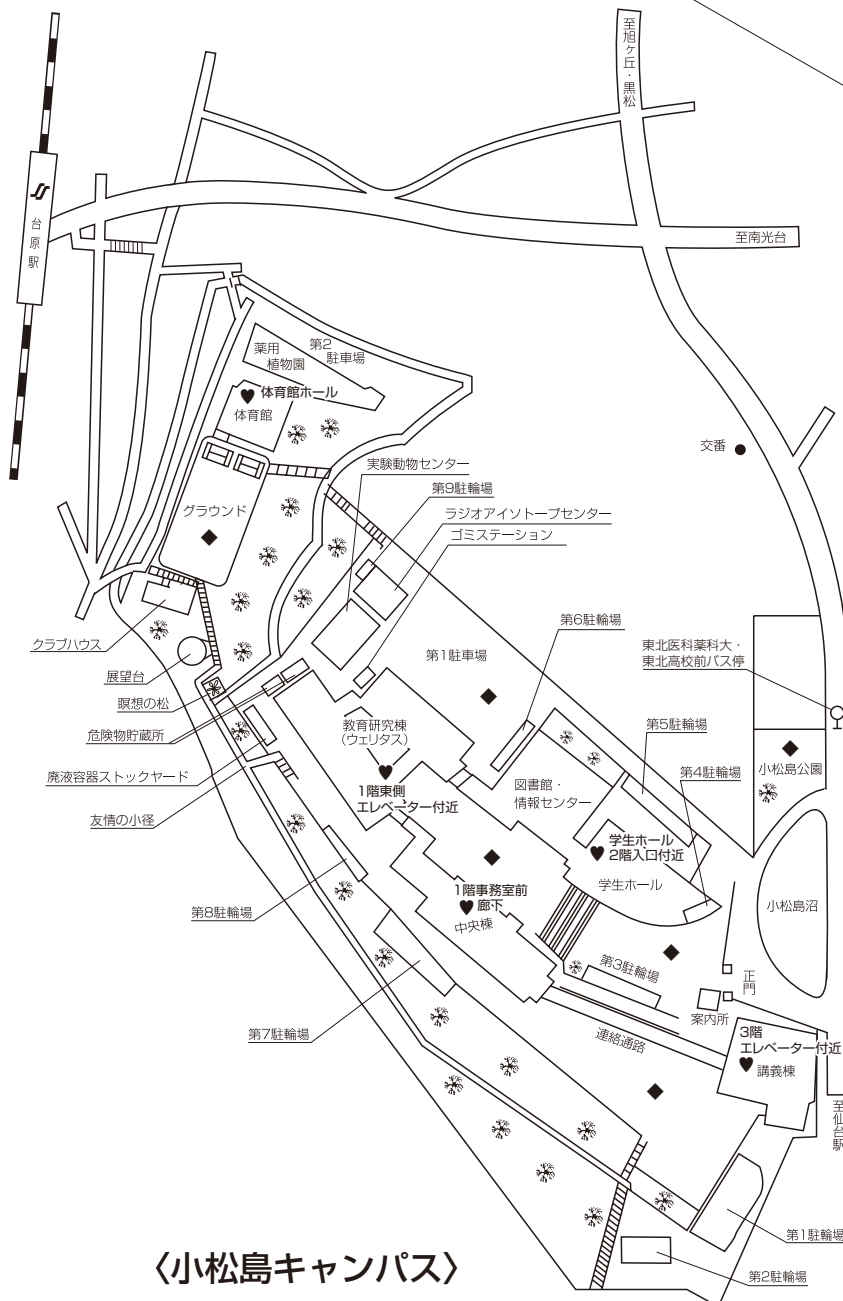
◆ : 災害時一時避難場所
(災害の状況に応じて、安全な場所に) 避難してください。

道 路

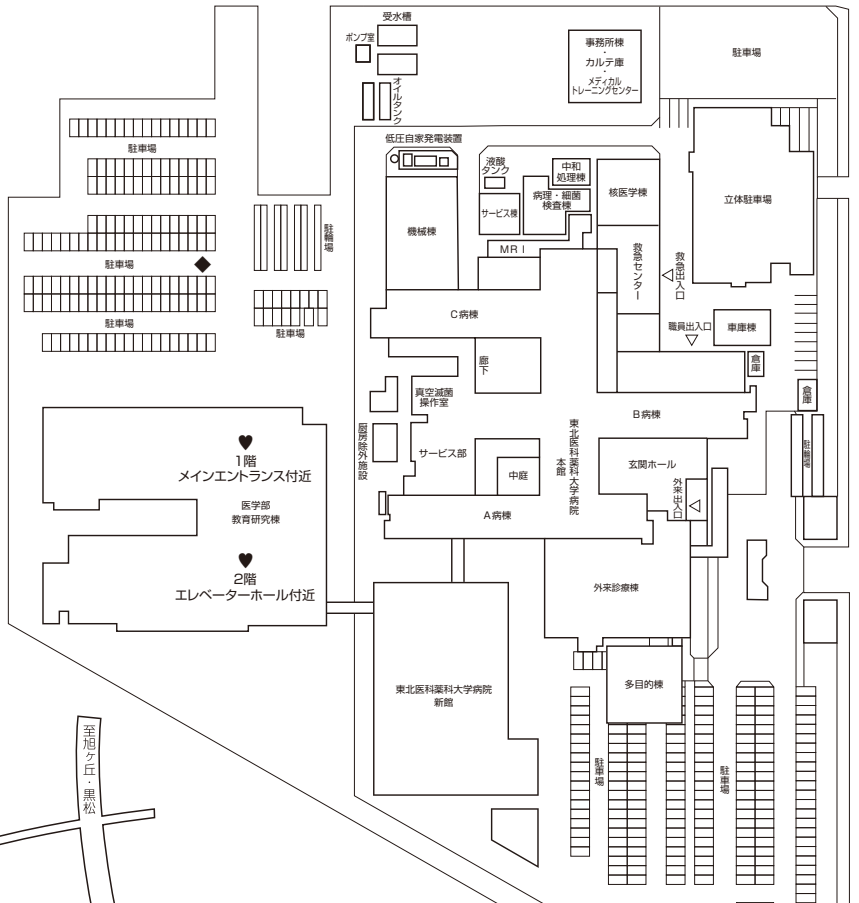
道 路

道 路

〈福室キャンパス〉



〈小松島キャンパス〉



□発病、けが、事故など、急を要する事態が発生した場合の連絡先は以下の通りです。

緊急時連絡先

〈小松島キャンパス〉

●平日（8:30～17:15）

学生課

022-727-0020

保健管理センター

022-727-0054

●上記以外（休日・土曜・夜間など）

中央棟警備員室

022-727-0058

〈福室キャンパス〉

●平日（8:30～17:15）

医学部事務部教務課

022-290-8852

●上記以外（休日・土曜・夜間など）

教育研究棟中央監視室

022-352-1277